

喫煙対策の管理指標『浮遊粉じん、一酸化炭素』

環境·健康

職場における喫煙対策のためのガイドライン(平成15年5月9日付)では、職場の空気環境の基準として、浮遊粉じん濃度、一酸化炭素濃度が示されています。この基準は、事務所則(事務所衛生基準規則)及びビル衛生管理法(建築物における衛生的環境の確保に関する法律)の基準値などに基づき定められたものです。下記表に、喫煙対策ガイドラインと関連する法令での基準値の比較を示しました。

たばこの煙は、約 4000 種類以上の化学物質を含有しており、そのうちガス状成分は約 500 種類あると報告されています。また、たばこの煙には、40 種類以上の発がん物質、発がん促進物質を含有しています。これら多種類の有害物質の中で、喫煙対策の管理指標として、特異性、測定技術上及び他の法令との関連上などから、粒子状成分では浮遊粉じんが、ガス状成分では一酸化炭素が選ばれています。

表、喫煙対策ガイドラインと関連する法令での基準値の比較

法令、ガイドライン		浮遊粉じん (mg/m³)	一酸化炭素 (ppm)	二酸化炭素 (ppm)
事務所則	室内空気の環境基準		50以下	5000以下
	供給空気の清浄度	0.15以下	10以下	1000以下
ビル衛生管理法	供給空気の清浄度	0.15以下	10以下	1000以下
喫煙対策ガイドライン	職場の空気環境基準	0.15以下	10以下	_

令和元年7月1日に、改正された健康増進法と一体化された『職場における受動喫煙防止のためのガイドライン』が通達されました。このガイドラインでは、健康増進法での「望まない受動喫煙」をなくすとの基本的な考え方に沿って、喫煙室での喫煙者の受動喫煙の軽減に係る空気環境(浮遊粉じん濃度、一酸化炭素濃度)の目安値が示されていません。

kes サポート

目的	課題	k e sサポート	
把 握	職場の空気環境の把握	作業環境測定、供給空気の清浄度測定	
	喫煙対策の効果把握等	喫煙対策実施前後の空気環境の測定	
	既設の排・換気装置等の性能	既設の排・換気装置等の性能検査	
改善	たばこ煙の発散抑制	排・換気設備の改善、設置 喫煙行動基準の提案等	
教育	職場での喫煙対策意識の向上	職場での喫煙対策教育	

株式会社 近畿エフサイエンス

本社・関西営業所 TEL:077-548-8251 FAX:077-548-8270 中部営業所 TEL:059-271-8200 FAX:059-271-8666